

呉市立白岳中学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

(4つの原則)

第2条 児童の権利に関する条約に基づき、生徒は、4つの原則で守られる。

- (1) 生きる権利・・・病気やけがをしたら治療を受けられること。
- (2) 育つ権利・・・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- (3) 守られる権利・・・あらゆる種類の虐待や搾取から守られること。
- (4) 参加する権利・・・自由に意見を表したり、活動を行ったりできること。

(ダイバーシティ)

第3条 人種、性別、国籍、障害の有無等、多様な考えを受け入れ、互いに認め合い生活すること。

第2章 学校生活に関すること

(時間)

第4条 生徒は時間を守り、規律ある生活を送らなければならない。

- (1) 8時25分までに登校し、着席しておく。(8:15に下足場を通過しておく。)
- (2) 学校朝会や生徒朝会があるときは、体育館に8時25分までに集合する。
- (3) 各授業では、授業準備をしてチャイムが鳴る前に着席(着ベル)しておく。なお、授業前後の挨拶は、語先後礼で行う。
- (4) 下校時間(完全下校)は、学年末試験終了から10月末まで18:00、11月から学年末試験終了後までを17:30とする。

(髪型等)

第5条 社会の一員としてふさわしい髪型とし、次のとおりとする。

- (1) 清潔で勉強や運動に適したもの。
- (2) 前は目にかからない程度、後は肩にかからない程度。
- (3) 肩にかかるときは、耳よりも下で一つか二つに結ぶ。(結ぶときは黒のゴムを使用)
- (4) ピンを使用するときは派手でないもの、特大でないもの。(リボンなど飾りを目的としたものはつけない)
- (5) 眉毛は意図的に細くしない。
- (6) 整髪料は使用しない。
- (7) 染髪、脱色、パーマ、カール、三つ編み、その他特殊な髪型はしない。

(制服等)

第6条 校内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、次のとおり、学校が定める制服を正しく着用すること。また、気温や湿度、各自の体調等に合わせて着用すること。ただし、儀式等の場合は、その限りではない。

〈制服〉

- (1) 学校が定める制服の組み合わせは、次のとおりとする。
 - ① 上着(標準学生服)+ズボン(ストレート型で標準マークの入っているもの)
 - ・ベルトは黒、紺とする。
 - ・シャツは白のカッターシャツまたは学校指定のポロシャツを着用する。暑いときは、半袖カッターシャツまたは学校指定の半袖ポロシャツを着用してもよい。(シャツは必ずズボンの中に入れる)

- ・寒いときは、上着の下に黒、紺、灰、茶の派手でないセーターを着用してもよいが、セーターで行動しない。
- ② 上着（学校指定）＋ジャンパースカート・夏用ジャンパースカート（学校指定）
 - ・学校指定のブラウスを着用する。暑いときは、学校指定の半袖ブラウスを着用してもよい。
 - ・寒いときは、学校指定のカーディガンを着用し、カーディガンで行動してもよい。
- ③ 上着（学校指定）＋スラックス・夏用スラックス（学校指定）
 - ・学校指定のブラウス・ポロシャツを着用する。暑いときは、学校指定の半袖ブラウスまたは学校指定の半袖ポロシャツを着用してもよい。（シャツは必ずスラックスの中に入れる）
 - ・寒いときは、学校指定のカーディガンを着用し、カーディガンで行動してもよい。
- (2) 校内では、名札を左胸につける。
- (3) シャツの下に白、黒、紺、灰、ベージュの無地の下着を、見えないように着用する。
- 〈通学靴〉
- 白い靴で、ひも靴とする。ただし、革製、色つきライン、アップシューズ、テニスシューズ、ハイカット、厚底シューズは禁止とする。
- 〈靴下〉
- (1) 白、黒、紺の無地のソックスとし、（ワンポイントは可）くるぶしソックスは不可とする。
- (2) 防寒用にベージュ、黒または紺色のタイツを着用してもよい。ただし、装飾性のないものに限る。
- ※ストッキングやタイツを着用する時は、ソックスは履かなくてもよい。
- 〈防寒着〉
- (1) 登下校時に、学校指定のウィンドブレーカーを着用してもよい。（登校時は、教室まで、下校時は、帰りの会終了後、教室から着用してよい。）ただし、学校行事、体育の授業、部活動等、許可された場合も着用を認める。
- (2) 手袋、マフラー、ネックウォーマーの使用は、派手でないもの（セーターに準ずる）で、登下校時のみ下足場まで、または、下足場からであれば許可する。マフラーは上着の丈より長くならないように着用する。
- (3) 膝掛けは禁止とする。
- (4) 耳当は不可とする。
- 〈通学バッグ〉
- 学校指定のものを使用する。キーホルダー、お守り、ぬいぐるみ等、バック（部活動で使用するバックを含む）には何も付けない。また、落書きをしない。
- 〈上履〉
- (1) 校舎内は学校指定のスリッパ又は上履き（室内シューズ）を使用する。スリッパや上履きには落書きをしない。
- (2) 体育館では、学校指定の体育館シューズを使用する。
- (3) 下履き、スリッパ又は上履き、体育館シューズの区別をつけなければならない。
- （化粧・装飾・装身具等）
- 第7条 化粧・装飾・装身具については、次のことを指導する。
- (1) 口紅（色つきや匂いつきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類をしない。また、香り付きの制汗剤等を使用しない。
- (2) マニキュア等、爪や身体への装飾をしない。
- (3) ピアス・指輪・ネックレス・サングラス・カラーコンタクト・ミサンガ・帽子（授業や部活動等に許可された帽子については可）などの装身具をつけない。

(その他)

第8条

- (1) 携帯電話やスマートフォンの校内持ち込みをしない。
- (2) 学校生活に必要なものを持ってこない。(お金、菓子、雑誌、マンガ、ゲーム、刃物(カッターを含む)、ライター、スプレーなど)
- (3) 許可なく勝手に校外に出ない。やむを得ず出る場合は、先生の許可を得ること。
- (4) 生徒同士でのお金や物品の貸し借り、物品の売買をしない。
- (5) 登下校時に買い食いをしない。
- (6) 自転車通学をしない。
- (7) 火遊び、エアガンなどの危険な遊びをしない。
- (8) 夜間外出、外泊、ゲームセンター、カラオケ、飲食店への入店をしない。(保護者同伴は除く)
- (9) 学校内・教室内のものは大切に使い、いつもきれいに整理整頓する。
- (10) 学校内・教室内のものが破損したら、すぐに報告する。
- (11) 校舎内を走ったり、手すりに腰かけたりするなどの、危険な行為をしない。
- (12) 特別教室・体育館・グラウンドなどへの移動のときは、係が責任持って戸締りをする。
- (13) 日直・係の仕事は責任を持って行う。
- (14) 交通ルールを守り、事故に気をつける。また、地域の人に迷惑をかけない。
- (15) ロッカー、机の中・横には決められたものだけを置く。教科書・ノートなど、許可を得たもの以外は学校には置かない。
- (16) 自分の持ち物には、すべて名前を書く。
- (17) 体育・実習・部活動では、決められた服装をする。
- (18) 人の話を真剣に聞き、伝達や掲示物にはしっかり注意を向ける。

第3章 特別な指導に関する事

(問題行動への特別な指導)

第9条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則等に違反する行為

具体的な指導の流れについては、次頁に示す。

第10条 特別な指導を行う場合、生徒が落ち着ける場所として、本館3階の相談室を設置する。

第11条 指導する期間について

- (1) 基本的には、1～3日間指導し行動票(反省文)を記入する。ただし、必要に応じて校長が期間を決定することもある。

問題発生時の対処および特別な指導の流れについては、次の表のとおりとする。

